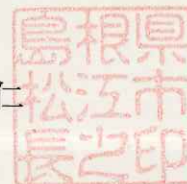


松江市告示第 104 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 416 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を一般の縦覧に供するので、同条第 3 項の規定により縦覧場所及び期間を次のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁



- 1 縦覧場所 松江市役所固定資産税課及び各支所市民生活課
- 2 縦覧期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 6 月 1 日まで